

令和7年度（2025年度）
和光市特別養護老人ホーム事業者公募要項

令和7年6月
和光市健康部長寿あんしん課

1 公募の趣旨

本市では、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2027年度）までを計画期間とする「第9期和光市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」（以下「第9期計画」という。）に基づき、特別養護老人ホームの基盤整備を進めることとしています。

本公募は、質の高いサービスの提供体制の確立を目指し、より良いサービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するために行うものです。

2 公募概要

(1) 整備数など

サービス種類	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
整備数	1施設（80床）
公募圏域	市内全域（注1）
サービス提供形態	原則、ユニット施設とする（注2）
整備予定年度	令和9年度末までに整備を完了すること。 なお、サービス提供開始に関しては、令和9年度末から令和10年度当初までの間に開始すること。

(注1) 公募圏域について、基本的には、同一サービスのない又は少ない日常生活圏域に整備する計画を高く評価します。

(注2) 施設（サービス提供形態）は、国がユニット型施設の整備を推進していることを鑑みユニット型施設の整備を基本とします。ただし、従来型施設についても利用者の動向など地域における状況を踏まえているものは、認めるものとします。

また、ユニット型施設と従来型施設の併用施設の整備計画については、ユニット型施設と従来型施設はともに30床以上あること、また併用施設とする理由等を明確に示した場合、認めるものとします。この場合、整備計画の提出書類については、1つの計画として提出をしていただきますが、一部の添付書類については、ユニット型部分と従来型部分に分けていただきますので、長寿あんしん課にご相談下さい。なお、選定された場合、設立認可、開設許可等については、それぞれ別施設としての手続きが必要となります。

(2) 補助金

整備（施設及び設備）に関する補助金については、埼玉県の「特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金交付要綱」に基づき、県の承認及び予算の範囲内での補助となります。

※県の財政状況により、承認を受けていても交付されない場合があります。

また、不動産の貸与において、状況によっては、定期借地権設定のための一時金

の支援事業」(埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金)が受けられる場合があります。

3 応募要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 社会福祉法人であること。(当該事業を2年以上の運営を行っている実績を有し、同一年に複数の介護保険施設を新たに整備しない法人であること)
- 介護保険法第86条第2項各号の規定に該当しないこと。
- 法人の役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は和光市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 都市計画法、農地法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たす計画であること。
- 国税及び県税等を滞納していないこと。
- 会社更生法、民事更生法等により更生又は再生手続きを行っている法人でないこと。
- 過去に所轄庁の監査等において法人運営・施設運営等に関して重大な問題等を起こしていないこと。
- 応募事業者(運営法人)自らが開設し、指定を受けるものであること。
- 計画地については、用地が確実に確保できるとともに、法令等に基づき必要な許認可等が得られる用地であること。
- 住民説明会等を開催し、近隣住民に対し十分な説明をし、理解が得られていること。
- 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資金が十分にあり、長期継続して健全で安定したサービスの提供ができること。
- 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、意欲を有していること。
- 示された期間中に整備ができること。
- 基本的には当該社会福祉法人所有の土地であること。(ただし、借地でも認められる場合があるので相談すること。)

※その他、詳細については、「和光市特別養護老人ホーム設置の手引」を必ず確認してください。

4 応募の手続き

(1) 応募の受付期間

本公募への申込みを希望する事業者は、下記のとおり書類を提出してください。

●受付期間 令和7年7月28日(月)～8月15日(金)

(土曜・日曜・祝日を除く)

午前9時00分～午後4時30分まで(時間厳守)

※予め電話で予約の上、ご来庁ください。

※郵送、FAX、電子メールによる書類の提出は受け付けません。

- 提出窓口 和光市健康部 長寿あんしん課 介護保険担当
和光市広沢1-5
電話 048-464-1111 (内2197)

(2) 提出部数

正本1部、副本9部の合計10部

※副本は、正本をコピーしたもので可

(3) 提出書類

- ・「社会福祉法人設立認可等協議書」(様式第1号)
- ・「社会福祉法人設立認可等協議書添付書類一覧」(様式第1号添付)
- ・「老人福祉施設設立計画書」(様式第2-1号)
- ・「老人福祉施設設立計画書提出確認表」(様式第2号-2)
- ・他上記関連書類(様式第3号~様式第10号他)

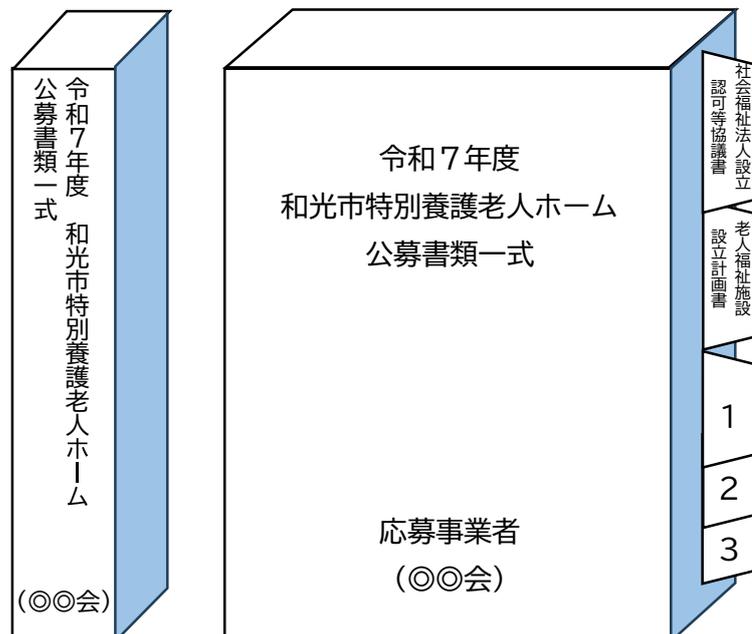
(「和光市特別養護老人ホーム設置の手引」を必ず確認してください。)

(書類の様式は、和光市ホームページからダウンロードしてください。)

(4) 作成上の注意

- ・書類は原則としてA4版で作成しフラットファイルに綴じてください。
- ・図面はA3版で作成し、A4サイズに折った上で綴じてください。
- ・書類名(略称可)が分かるように右端にインデックスを付してください。インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。

(参考例)



5 選定方法

(1) 書類審査

応募した事業者（以下「応募者」という。）から提出された書類に基づき、書類審査を行います。

(2) ヒアリング審査

書類審査後、応募者の代表等から施設の運営方針等についてヒアリングを行い、事業に対する考え方を総合的に評価する審査を行います。

(3) 選定結果

選定結果については、応募者に対し文書で通知します。

選定結果に係る電話・文書等による問合せには応じません。なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

(4) 主な審査項目

項目	内容
法人の適格性	整備状況や財務状況
地域等の理解	地元の理解や隣接地権者の同意状況
資金計画	自己資金確保状況や収支計画
土地の確保	立地状況や他法令の許認可等の見込み
建物関係	設計内容や入居者等への配慮
人員確保	人材の確保・育成等
協力医療機関	協力機関との関係
その他	プレゼンテーション

6 スケジュール

・事前協議	令和7年6月～（事前に予約をお願いします）
・応募受付	令和7年7月28日（月）～8月15（金）
・書類審査 ・ヒアリング審査 ・審査会	ヒアリング審査（プレゼンテーション） 9月24日（予定） ※日時は変更する場合があります。
・選定結果通知	令和7年10月上旬予定

7 留意事項

- ・応募者は、必要な提出書類の提出をもって、本要項に記載されている応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ・提出書類に不足・不備がある場合は、受付・受理できませんので注意してください。
- ・提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が応募者の選定・公表等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- ・応募に係る一切の費用については、選定結果に関わらず、市は一切負担しません。
- ・市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
- ・次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ①提出書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - ②重要な事項（建設場所・設計・定員・資金計画等）の変更があった場合
 - ③応募者及びその関係者が、市職員に対し選定評価に係る働きかけを行った場合
- ・提出書類の提出以降、事業者の都合による提出書類の変更は、原則認められません。
- ・提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- ・提出書類の提出期限後、やむを得ない事由で取り下げる場合、取下げる理由を明記の上、取下げる申出書（任意様式）を提出してください。
- ・選定は介護保険法上の指定等を確約したものではありません。
- ・選定以降であっても、整備計画に重大な不備等があることが判明した場合には、当該選定を取消します。
- ・地元自治会等に事業計画を説明し、又は関係機関等と協議する際には、これから選定があることを十分説明し、既に決定した事業でないこと等、誤解を与えないよう十分注意してください。
- ・他の申請事業者の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- ・今回の公募は、第9期計画に掲げている、特別養護老人ホームの待機者の解消等を目的としているため、入居者の決定にあたっては、市内在住者を可能な限り優先させていただきます。
- ・市の結果の後、埼玉県審査（11月頃）があるため、追加書類等を求める場合があります。また、県審査の際にも、趣旨や内容等の説明が必要となります。

8 問合せ先

- ※ 施設整備のご相談や書類の提出にあたっては、事前にご連絡をお願いします。
- ※ ご相談について、事前に内容をメール・FAXでいただく場合もあります。

和光市役所健康部 長寿あんしん課 介護保険担当
電 話 048-464-1111（内2197）
FAX 048-466-1467
E-mail d0300@city.wako.lg.jp